平成２３年（フ）第３２６号
愛知県豊橋市北島町字北島108番地５
破産者　有限会社ユーエス・システム
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２１号
三重県伊勢市東大淀町193番地７
破産者　中西　実成
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
奈良市神殿町630番地の６
破産者　株式会社グッドフェイス
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３号
岡山市中区雄町462番地13
破産者　田渕利枝子
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０５号
長崎県長崎市上小島１丁目６番１号
破産者　有限会社タチバナメディカルサービス
１　決定年月日　平成24年６月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８１号
秋田県能代市二ツ井町字山根31番地５
破産者　成田　　等（旧姓武石）
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第９３号
静岡県御殿場市板妻220番地
破産者　我妻　寿人
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
静岡県伊東市八幡野245番地の９
破産者　野田　篤子
１　決定年月日　平成24年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
茨城県日立市南高野町３丁目４番１―201号
破産者　川田　裕之
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２２６号
さいたま市浦和区元町３丁目20番10―305号
破産者　片桐伸一郎
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
埼玉県鴻巣市南１丁目12番26―1206号　マ・トール吹上
破産者　佐竹　伸男
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７１号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港１号棟703号室
破産者　劉　　麗娟（ＬＩＵ　ＬＩＪＵＡＮ）
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８号
長野市松代町松代1062番地
破産者　丸山　　悟
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
長野県須坂市大字日滝933番地16、前住所長野県須坂市大字日滝2286番地１
破産者　藤沢　久徳
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
長野県塩尻市大字宗賀2781番地１
破産者　長澤　隆俊
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３２号
長野県松本市浅間温泉３丁目14番28号
破産者　佐原　　静
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３８号
愛知県豊明市新田町南山48番地９　プランドール南山Ａ棟203号、開始決定時の住所長野県北安曇郡池田町大字池田2134番地71
破産者　安坂　重雄
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６１４６号
大阪府河内長野市千代田台町10番34号
破産者　西村　　弘
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３４１号
大阪府枚方市尊延寺６丁目16番４号
破産者　原野　　慶
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部